

減額の要件

対象となるのは、次の要件を満たす住宅です。

- 1 『長期優良住宅の普及の促進に関する法律』に規定する認定長期優良住宅であること
- 2 平成21年6月4日から令和8年3月31日までの間に新築された住宅であること
- 3 居住の用に供する部分の床面積（※）が、当該家屋の床面積の2分の1以上であること
- 4 居住の用に供する部分の床面積（※）が、50平方メートル（一戸建以外の賃貸住宅にあっては40平方メートル）以上280平方メートル以下であること

※ マンションなどの区分所有家屋の床面積は『専用部分の床面積+持分で按分した共有部分（廊下や階段室等）の床面積』で判定します。また、賃貸マンションなどについても、独立的に区画された部分ごとに区分家屋に準じた方法で判定します。

減額される範囲

減額の対象となるのは、新築された住宅用の家屋のうち、住居として用いられている部分（居住部分）だけであり、併用住宅における店舗部分、事務所部分などは減額対象となりません。

なお、住居として用いられている部分の床面積が120平方メートルまでのものは、その全部が減額対象に、120平方メートルを超えるものは、120平方メートル分に相当する部分が減額対象になります。

減額される期間

一般の住宅（木造住宅など）においては、新たに課税される年度から5年間、3階建以上の中高層耐火住宅（マンションなど）においては、新たに課税される年度から7年間減額されます。

申告手続き

当該家屋の所有者は、新築した年の翌年1月31日までに、申告書に認定長期優良住宅における認定通知書の写しを添付し、高松市役所資産税課に提出してください。

なお、新築住宅に対する減額措置と重複して減額を受けることはできません。